

ホームページ作成委託契約書

〇〇〇〇様（以下「甲」と言う）とオフィス中村（以下「乙」と言う）とは、甲が乙に対して、ホームページ作成業務委託（以下「本業務」という。）について、以下の通り契約を締結しました。

第1条（委託内容）

- 乙は、甲の依頼に基づき、甲が準備したデータ（以下「素データ」という。）を素にインターネット上に開設されるホームページ用のデータ（以下「本ページ」という。）を作成する業務をいう。
- 本ページの内容及び仕様については、甲の素データを甲乙敵意協議の上、甲がこれを決定する。

本業務の内容詳細は先に提出した、【ご提案書】内のお見積りに準ずるものでありますが、変更・追加が発生する場合は、甲乙敵意協議の上、納品時の請求書に最終金額として記載されるものである。

本ページの内容及び仕様について、公的機関を含めた第三者との間で紛争が生じた場合には、原則として甲が責任を負うものとします。ただし、もっぱら紛争の原因が乙に存する場合にはこの限りではありません。

第2条（再委託）

- 乙は、本編集業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

ただし、甲の素データが印刷物でテキストとして入力する文字数が大幅に越えるもの、又は特殊なアイコン（イラスト）等は、例外とする。

第3条（納品・引渡）

- 乙は、甲に対して、本ページを平成XX年XX月XX日までに納品（引渡）をする。
- 納品（引渡）とは、甲の指定するパソコン機器にデータを移すまでのことをいう。
- 本ページのアップロードは、無料サポート内での行為によるもので、アップロードに関する全責任は甲が負うものとする。
- 納品（引渡）される本ページのサーバー契約は甲が自己責任により、納期（引渡）日までに行うものとする。

尚、本業務に必要とされるデータの準備 又は、サーバー契約の遅れ等の場合 納品日が延期されるものとする。

第4条（納品・引渡の遅延措置）

- 本ページの納品（引渡）が、甲乙どちらの都合による場合でも、甲乙敵意協議の上、納期（引渡）の延長の措置をとる。

ただし、その時は、本業務終了時の【最終審査合格書】に記載する

第5条 (委託料と違約金)

1. 甲は乙から事前に定義された見積もり金額に同意し、本契約書を締結したら、見積もり総金額の30%以上の前受金(内金)とテンプレート代金(XXXXXX円 別紙参照)一週間以内に入金をする。

※但し、本契約は特例とし 上記を省略する。

2. 甲は、乙の本業務の終了時に【最終審査合格書】に署名・捺印を終えたら、乙の発行する本業務の請求書(本業務全体委託料から前受金を差し引いた金額)の金額を一週間以内に支払う。
3. 乙は、入金を確認したら 直ちに 納品の完了をする。

※甲は請求書に記載された金額を一週間を過ぎても入金しない場合は、本契約を違反したとみなし、全請求金額の120%を違約金が発生し、これを乙に支払う。

※ただし、事前に乙が承諾済みの場合は これを例外とする。

第6条 (文字の誤りに関する責任)

1. 乙は甲より提供された素データをそのまま使用する場合は、文字の誤りに関して乙は一切その責任を負わないものとします。
2. 乙は甲より提供された印刷物をテキスト入力した場合や入力を依頼されたデータの 文字の誤りに関しては速やかに編集し直しをする。

第7条 (URLとドメインの取得)

1. 乙は甲のレンタルサーバー等の助言(サポート)はするが、サーバー側との契約トラブル・通信不都合・URL・ドメインの取得などは一切責任を負いません。

しかし、乙の作成した本ページが 明らかにサーバーに対応していないがための不都合と判明した場合は、甲と協議の上 速やかに、それに関するデータを削除するか 適切に処理をすることとする。

第8条 (内容に関する責任)

1. 乙は甲より依頼のあった内容をほぼそのまま掲載するものであり、その内容によって甲が受ける社会的反響や経済的損失に対して一切責任を負わないものとします。

第9条 (内容に関する肖像権)

1. 乙は甲より依頼のあった内写真画像をそのまま掲載するものであり、甲が受ける社会的反響や経済的損失に対して一切責任を負わないものとします。

甲は掲載写真画像の被写体に対し 【掲載承諾書】などの措置を行い、乙に依頼しているとみなし 乙は一切の責任を負わないものとします。

第10条 (著作権に対する責任)

1. 甲が提供する文書及びデータの著作権に対する責任は甲が負うものとし、乙は第三者に対して責任を負わないものとします。
2. 乙は甲より提供された素データは、原則として甲自身の著作物であるか又は甲の責任において著作権処理が適切になされているものと見なして取り扱います。

第11条 (WEBデザインの著作権)

1. 乙が作成した甲ページのデザインは、株式会社 ネットオン (モンスタージャパン) のライセンス購入であり、利用規約の同意し、著作権は 株式会社 ネットオンに帰属します。(別紙資料)

※部品利用の為の、「著作権フリー」素材の利用に関しては その利用許可の範囲とし、甲乙両者には著作権は発生しません。

第12条 (印刷許諾)

1. 甲は本契約により乙が作成した甲ページを通常の表示状態で印刷して第三者に配ることができるものとします。
2. ただし、ソース表示の状態での印刷すること及びソース・コードをコピーして第三者に配布することは禁止致します。

第13条 (合同管轄)

本契約上の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 (疑義の決定)

本契約に記載のない事項及び本契約の内容の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙双方誠意を持って協議し、決定します。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者双方調印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地

名所

代表者

印

乙 所在地

名所

代表者

北九州市小倉南区下吉田三丁目10-3

オフィス 中村

印